

議事日程 (第3号)

平成30年 6月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第30号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 第31号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第32号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第33号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第34号議案 中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第35号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第36号議案 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例
(日程第1～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第37号議案 中間市参与の設置等に関する条例
- 日程第 9 第38号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(日程第8～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議員提出議案 行財政改革調査特別委員会の設置について
第 3 号
(日程第10 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 国内の食料自給率をこれ以上減らさないことを求める意見書
第 6 号

(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第12 意見書案 保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善を求める意見書
第7号 見書

(日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第13 意見書案 主要農作物種子法復活法案についての意見書
第8号

(日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第14 意見書案 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
第9号

(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	白尾 啓介君
教育長 ……………	片平 慎一君	市長公室長 ………	佐伯 道雄君
総務部長 ……………	園田 孝君	市民部長 ……………	安徳 保君
保健福祉部長 ………	船津喜久男君	建設産業部長 ………	藤田 宜久君
教育部長 ……………	田中 英敏君		

環境上下水道部長	……………	井上	一君
市立病院事務長	… 貞末 孝光君	消防長	…………… 三船 時彦君
企画政策課長	…………… 濱田 学君	総務課長	…………… 後藤 謙治君
財政課長	…………… 蔵元 洋一君	福祉支援課長	…………… 亀井 誠君
健康増進課長	…………… 岩河内弘子君	こども未来課長	… 平川 佳子君
介護保険課長	…………… 冷牟田 均君	産業振興課長	…………… 北原 鉄也君
教育施設課長	…………… 村上 智裕君	上水道課長	…………… 田中 秀一君
市立病院課長	…………… 末廣 勝彦君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	池田 恭君

午前 9 時 59 分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第 1. 第 30 号議案

日程第 2. 第 31 号議案

日程第 3. 第 32 号議案

日程第 4. 第 33 号議案

日程第 5. 第 34 号議案

日程第 6. 第 35 号議案

日程第 7. 第 36 号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第 1、第 30 号議案から日程第 7、第 36 号議案までの条例改正 7 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 36 号議案、中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本年 4 月 1 日に施行されました機構改革に伴い、本市の通学区域審議会の庶務に関する事務が学校教育課から教育施設課に移管されたことにより、同審議会の庶務の担当課を同様に改正するものです。

なお、条例の施行日は公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 30 号議案、第 31 号議案、第 32 号議案、第 33 号議案、第 34 号議案及び第 35 号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに第30号議案、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容といたしまして、放課後児童健全育成事業に配置する放課後児童支援員の資格要件を拡大するものです。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。討論において、委員から、「子どもの発達や健やかな成長を支えるのは、私たち大人の責任であり、今回の改正は専門知見や安全安心などをないがしろにするものである」という意見がありました。

次に、第31号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、申し上げます。

今回の条例改正は、高齢化の進展に伴い、本市の高齢化率も36%を超え、今後も給付対象者の増加が見込まれていることから、県内自治体の給付状況等をも鑑み、今回、改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、満77歳の方への給付を廃止し、満88歳の方への給付額を現行の2万円から1万円に改めるものです。

なお、満99歳以上の方への給付額につきましては、現行と変わらず3万円となっております。

また、今回の見直しにより生じた財源につきましては、高齢者の見守り事業やケアトランポリンなどの健康寿命を伸ばす介護予防事業に予算配分することとなっております。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。討論において、委員から「消費税は上がり、年金も引き下げられる中、高齢者のささやかな楽しみまで奪うものであり、このような福祉の切り捨てには反対する」という意見がありました。

次に、第32号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令等の一部を改正する法律が8月1日から施行されることに伴うものです。

また、平成27年度に施行された介護保険法施行令等による低所得者の介護保険料の負担軽減措置を平成32年度まで延長するものです。

改正の主な内容としましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、各条項にずれが生じたことから、引用条項の整理を行うものです。また、介護保険料の負担軽減措置にかかるものについては、第1号被保険者のうち、第1段階の該当者に対して、基準額に乗じる割合を0.5から0.45へ引き下げ、保険料を年額で3万5,622円から3万2,059円に引き下げるものです。

なお、施行日につきましては、介護保険法施行令等の一部改正にかかるものについては、

平成30年8月1日となっており、介護保険料の負担軽減措置にかかるものについては、平成30年7月1日となっております。

次に、第33号議案から第35号議案までにつきましては、関連がございますので一括して申し上げます。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令をはじめとして、国の定める基準等を改める規定等を踏まえ、関連する条例を改正するものです。

第33号議案の改正の主な内容といたしましては、介護保険法で新たに設けられた共生型地域密着型サービスに関する基準を新設し、同じく新たに創設された介護医療院を地域密着型のサービスの対象施設として追加するものです。

また、地域密着型介護老人福祉施設における緊急対応の義務づけ、入所・入居等のサービス提供時における身体的拘束等の適正化を行うものです。

討論において、委員から「制度を利用する要介護者は、重度の高齢者が多く、担当者には知識と経験、また的確な判断が求められる中、この基準緩和では利用者の命を守れないことから反対する」という意見がありました。

次に、第34号議案の改正の主な内容としまして、介護医療院を地域密着型サービスの対象施設として追加し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者員数の見直し、また、指定介護予防認知症対応型の共同生活介護事業者による身体的拘束等の適正化を行うものです。

次に、第35号議案の改正の主な内容としましては、障害者福祉や医療の分野との連携を促進するため、障害者福祉制度における、指定特定相談支援事業者との連携を努力義務とし、入院時における医療機関等との連携を義務づけるものです。

なお、施行日につきましては、それぞれ平成30年7月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の概要であります。最後に採択いたしました結果、第32号議案、第34号議案、第35号議案については全員賛成で、第30号議案、第31号議案、第33号議案については賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第30号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

放課後児童支援員の資格要件の基準緩和は、専門知見や安全・安心をないがしろにするものです。これまでは、保育士や社会福祉士、教員免許取得者、大学院で社会福祉学の専門課程を卒業したもの等が従事していました。

今回の改定は、5年以上従事した者であって、市長が適当と認めた者となっており、資格基準が大幅に後退しています。子どもの発達を支えるのは、深い専門性があるからこそです。規制緩和で改悪をすれば、子どもたちの安全は守れません。

学童保育の専門性を担保し、子どもの健やかな成長を支えるのは、私たち大人の責任です。

以上のことから、反対をいたします。

第31号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

消費税が上がり、年金も引き下げられる中で、敬老祝金の77歳廃止、88歳の減額は高齢者のささやかな楽しみまで奪うものです。所得の再分配も機能しない中、長年にわたり税金を納め、社会に貢献してきた高齢者に対するこれ以上の福祉切り捨てには反対です。

第33号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業所の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

この制度を利用する要介護者は、重度の高齢者が多く、知識と経験が重要です。資格を取得して経験が浅い者が担当することにより、的確な判断ができるのは疑問です。

日々の研修や臨床での研さんが欠かせず、一朝一夕に身につくものではありません。重度者の在宅生活を支えるには、規制緩和では、利用者の命を守ることはできません。

以上のことから反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

私は、第31号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について反対いたします。

長い人生を歩いて来られ、今日の繁栄を築き、ご苦労された高齢者の皆様の長寿を祝うのは当然のことです。その気持を敬老祝金として寄附するのは大変有意義なことであります。

中間市の愛情あふれる施策の一つであります。この条例は、この敬老祝金を総額で約1,000万円減らすという内容です。この改正による大体1,000名の高齢者の皆様が影響を受けます。悲しい思いをされます。

確かに今後、敬老祝金の総額はふえていくことでしょう。それは長生きをしている市民

が多いということで、喜ばしいことでもあります。長寿の方が多いというのは、中間市民の誇りでもあります。高齢者のささやかな喜び、その長寿をお祝いし、喜ぶ家族の方々の気持ちを考えると、この条例には賛成することができません。節約すべきところを間違っていると思います。

同時にこれで得た1,000万円を財源に福祉施策を充実させると言われますが、筋が違うと思います。お祝いと福祉は元来別々なものでございます。

以上のことから反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第30号議案から第36号議案までの条例改正の7件を順次採決いたします。議題のうち、まず第30号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第31号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決することに

決しました。

次に、第33号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案中間市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 第37号議案

日程第9. 第38号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、第37号議案及び日程第9、第38号議案の条例制定2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案中間市参与の設置等に関する条例について、審査を行いましたのでその概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例は、より効果的かつ戦略的に福田市長の公約を迅速に実現するため、地方公務員法上の非常勤特別職である参与を議会の同意を得て設置することについて、必要な事項を定めるものであります。

この参与は、学識経験者や企業経営者など市政経営に関し、高い識見と豊富な経験を有する方を想定しており、本市の重要な施策及び事業について、市長の求めに応じ、専門的かつ技術的な助言又は提案を行っていただくこととなるものです。

なお、条例の施行日は公布の日となっております。討論において、委員から「市長が公約実現のために、学識的なものを求めるものであれば、副市長、あるいは市職員をフルに活用して専門性の中でみずからの公約実現のために努力してほしい」また、「厳しい財政状況のもと、新たな人件費が発生するものを報酬などの見通しが曖昧なまま認めることはできない」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の概要であります。

最後に採決いたしました結果、可否同数となりましたことから、中間市議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長採決において、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により指定居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市に移管され、人員及び運営に関する基準等について、市の条例で定めることによるものです。

改正の主な内容としましては、指定居宅介護支援等事業所における従業者の員数や管理者などの人員に関する基準、管理者の責務や運営に関する基準等を省令及び県の条例を踏まえ定めるものです。

また、本市の独自基準として、暴力団排除にかかる条項等を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年7月1日とし、第16条第20号の規定については、厚生省令の改正に合わせ、平成30年10月1日となっております。

討論において、委員から「県から市に権限移譲することにより、業務の複雑化、多様化等で業務量がふえ、雇用環境の悪化が懸念されることから、業務量に見合う人員の改善こそ必要であり、権限移譲するべきではない」という意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第37号議案中間市参与の設置等に関する条例に対して反対意見を申し述べます。

総合政策委員会での説明では、公約実現のための効果的、戦略的推進のために、学識経験者による専門的かつ技術的な助言を得るために、取り入れたいとのことでありました。

しかし、公約は市長選挙にあたって、市長みずからが市民に直接約束をした事項であり、今さら専門家を雇ってまで、検討することもないと思います。また、中間市特別職職員の給与等に関する条例では、参与について、その他の項に予算に定められて額を支給するとなっています。

委員会での説明でも、これは人事案件ではないので、誰を参与とするのかも不明であり、また人員についても、最大で5名とかスポットで1日1万円とか、月の上限を20万円とするとか、そんな曖昧な構えで実施をしようとしているわけであります。

今、財政難を理由に市議会議員の歳費も見直され、年間で2,000万円を超える予算を削減をしているこのときに、このような曖昧な内容での予算執行の提案は到底認められ

ません。市長は外部の専門家に任せる前に行政の専門的知見を有するとして採用した副市長や市の職員ともっと協議をして、公約実現のための具体化を図るべきだと思います。

以上により、この条例案については反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第37号議案中間市参与の設置等に関する条例に対し、公明党市議団を代表し討論を行います。

先日の委員会質疑の中で、参与の身分は非常勤の特別公務員であり、市長部局に配属し、市長の側近となる旨の答弁がありました。市長の側近となれば、市政の方向性に多大な影響を及ぼすことも予想されます。市長が公約実現のため、側近がほしいとのお気持ちは理解できますが、人選はこれからで複数人になるかもしれないなど、具体的なたたき台となる判断材料が乏しく不安を覚えました。

また、報酬は戦略会議で予定していた費用弁償の額である1万円を参考に、ひと月20万円までの支給を考えているとの答弁でした。厳しい財政状況のもと、新たな人件費が発生するものを見通しが曖昧なまま認めることはできないとの判断から、態度保留とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

私は第37号議案中間市参与設置条例に反対の立場で討論します。

この条例は、中間市の重要な施策に事業について市長の求めに応じて、参与を置くことができます。しかし、そして、もちろん議会の同意は必要です。

しかし、市長の提案理由は、私の選挙公約を早く実現するためとあります。市の重要法案と市長の公約は元来別々のものです。公約は大事です。だからと言って、専門家が強引に公約を実現させてはならないと思います。市民の同意を得ながら、一つひとつ積み上げて、公約は実現すべきであると私は思います。

また、屋根の屋根をつくることにもなります。中間市には、中間市を愛する市民と職員が大勢います。この人たちのやる気と能力を引き出し、生かすのも市長の仕事の一つだと私は思います。

一方では、敬老祝金を削りながら、一方では費用が発生する参与を置くというのは矛盾をしています。財政が苦しい中、無駄を省くためにも参与を置く条例には反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第38号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について反対意見を申し述べます。

監督権限が市町村に移譲することにより、市町村の業務量がふえ、長時間労働が蔓延します。非正規職員がふえたことにより、正規職員の負担がふえ悪循環です。

次々に変わる制度に対応するための研修に加え、時間外労働やサービス残業など、雇用環境の悪化に歯どめがかかりません。業務の複雑化、多様化など、今日の業務量に見合う人員の改善こそ必要であり、都道府県の業務を市町村に移譲するべきではありません。

以上のことから、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第37号議案及び第38号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第37号議案中間市参与の設置等に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、第37号議案は否決されました。

次に、第38号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第38号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 議員提出議案第3号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第10、議員提出議案第3号行財政改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号行財政改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま設置されました行財政改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く全議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定により、行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。委員会室のほうへお願いします。

午前10時29分休憩

.....
午前10時39分再開

○議長(下川 俊秀君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催されました行財政改革調査特別委員会

における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

行財政改革調査特別委員会委員長に植本種實君、副委員長に中野勝寛君がそれぞれ当選されました。

日程第11. 意見書案第6号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、意見書案第6号国内の食料自給率をこれ以上減らさないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第6号国内の食料自給率をこれ以上減らさないことを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

我が国の食料自給率は、農林水産省、食料自給表によりますとカロリー総合自給率で、1960年79%あったものが、その後確実に減っていき直近では38%とこの約60年間で半分以下まで落ち込んでいます。食料・農業・農村基本計画で見ますと、民主党政権下では2022年度に50%を目指すとされていましたが、自公政権になってからは2025年度に45%を目指すというように目標値まで下げています。そこには自民党流の産業の国際分業論が反映をされています。

一方、国連では、飢餓人口が世界で8億人を超え、人口も2050年度には92億人と、今の1.5倍を超えると予測されることから、各国に約1.7倍の食料の増産を呼びかけています。そのことから、今世界では、全ての国と民衆が自ら食料・農業政策を権利である食糧主権の流れが主流となっています。

ところが、こうした状況下であるにもかかわらず、我が国ではアメリカを除くかつてのTPP加盟予想国のうちの11カ国でTPP11をスタートさせる動きです。そこでは、かつてのTPPのような完全撤廃の対象から米、麦、肉類、乳製品、砂糖等の重要5項目をはずす協議もありません。

また、アメリカは締結された日本のこのTPP11で決定された水準を最低ラインとして別に日米2国間でFTAを締結する動きです。当初の12カ国でのTPP以上に過酷な内容となります。

一方、それとは別にヨーロッパのEUとの間では、日欧EPAが進められ、特に乳製品や肉類の大幅な輸入が予測をされています。北海道の生乳がチーズ用の用途を塞がれ本州に流れ込み、国内全域で酪農の危機的状況が起こったり、デンマーク等からの大量の豚肉の輸入が発生をいたします。

このように、世界が自国の食料の確保に努力をしているこの時に、日本は国際分業の名のもとにますます国内自給率を引き下げるといふ真逆の動きをしています。今、自然環境の激変と、後進国の食料需要の増大の中で世界の食料需要は緊迫の度を増しています。民

間団体オックスの調査では、2030年で現在1.7倍から1.9倍、嗜好によっては2.2倍から2.8倍の世界の食料品の高騰も指摘をされています。

こうした中で他国性企業の利益優先での現在の日本の食料政策による農業潰しは、無謀と言うしかありません。農業は一度潰れると工業のように直ぐに修復というわけにはいきません。自国の食料は自国で賄う、そういう方向で動くことで自給率を上げることを求めて意見書を提出をいたします。

以上、議員諸氏のご賛同よろしく願いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号、国内の食料自給率をこれ以上減らさないことを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 意見書案第7号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、意見書案第7号保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善を求める意見書案の提案説明をいたします。

保育士には高い専門性が求められているにもかかわらず、その働く者としての地位は大変低く、そのことと自体が保育士としての能力形成、発揮の機会を奪っています。経験の蓄積が必要なのに、働き続けるのが困難な給与水準であったり、保育実践について集団的な検討が必要なのに、忙し過ぎて職員会議が勤務時間帯に設けることができなかつたり、一人一人に応じた具体的、継続的な保育が求められているのに、臨時、パートなど不安定な雇用形態で複雑なシフト勤務を余儀なくされています。

保育士自身も仕事を離れたところで社会的、文化的生活を送り、人間的幅を広げていくことが大切であるにもかかわらず、日常の保育で疲労をし、休日とはもかく寝たいと訴えています。

保育士の仕事は、単に子どもの世話をすることにとどまらず、保育所での日々の生活を通じて子どもたちの発達を促す専門職です。専門職に見合った賃金が保障されなければなりません。志に頼ったままで働き続けることは困難です。

保育業界が抱える問題は、大きく三つあります。一つ目は養成された人材の保育業界の定着率の低さです。保育士として勤務経験がある離職者を対象とした調査では、離職までの年数が3年未満が30%を3年以上5年未満が21%と離職者の約半数が5年未満で離職しており、早期離職の傾向が強くなっています。

二つ目は、保育士の低賃金が上げられます。保育士の平均賃金は21万9,200円で、これは平均年齢35歳で勤続年数7.6年であり、全職種平均より10万円低くなっています。平成24年厚生労働省賃金構造基本統計調査による2012年の大卒の新卒初任給が19.96万円であることから、保育士の給与が極端に低い賃金であることがわかります。

三つ目は、過重労働です。現場は人材不足と過重労働で多忙を極めています。雇用の多様化により多くの保育所は、朝7時から夜19時を過ぎて延長保育をしています。日々の保育実践のための準備は時間外です。子どもとかかわる以外にも事務作業などの雑務もあり、負担は限界です。保育士の処遇改善には、保育士の専門性と地位についての理解を築くことが大切です。

保育士不足を解消し、処遇を改善するためには、必要かつ十分な金額をしっかりと予算化することが重要です。

以上で、提案理由を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については委員会の

付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員(8番 草場 満彦君)

私ども公明党も待機児童の解消と、保育士等の処遇改善は、今後も大事な取り組みであるということは理解をしておりますし、改善も望んでおります。国も女性活躍社会を推進するため、また待機児童の解消のために予算を倍増させて取り組んできました。

具体的には、保育所等の運営に要する費用の推移として、待機児童解消加速化プランが施行された前年度の平成24年度の保育所等の運営費は7,924億円でしたが、同プランが施行された5年後の平成29年度は1兆5,020億円でありました。約2倍であります。現在も新たに保育士等のキャリアアップの仕組みに約1,100億円の公費で処遇改善の取り組みを実施しているところだとも聞いております。

福岡県もコーディネーターを配置をしております。国も県も課題は十分に認識しておりますし、さらなる待遇改善に取り組んでいるところと思います。

よって、本意見書案は提出するまでもないと考えます。

○議長(下川 俊秀君)

ほかに討論ありませんか。田口澄雄君。

○議員(5番 田口 澄雄君)

賛成の立場から討論いたします。

予算がかなりふえたような話をされていますが、例えば、職員給与については1事業者当たり一人、これ施設長と主任保育士さんを除きますけれども、1人4万円の増額になっています。ほかの方については6,000円の増額であります。保育士の給料もともと10万円、全職種と比べても差がありますけれども、この4万円、一人だけ導入するというやり方、そして定額の6,000円をわずか値上げしただけという、この中で保育所の中でもそうした差別的待遇の問題が前提となってもめております。ですから、かならずしも政府は予算をつぎ込んだとは言いますけれども、そのとおりにない。

それと、この予算についても保育以外にも使えるということになってますので、正確には保育事業がまともな方向で動いているとは思えません。

1994年は公立と私立の比率が6対4でしたが、2016年これが4対6に逆転をしています。しかも、私立、私の経営の中では駅前でのビルの中での保育のように人件費がわずか全体の3割から5割というような実態もあります。公立保育所の場合の人件費は大体7割を占めています。こうしたところにも保育の質を巡っての格差が広がっていますので、そうしたことも含めてきちっとした保育ができるような方向で、まず保育士さんの待

遇改善から求めていきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論を終結いたします。

これより意見書案第7号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 意見書案第8号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、意見書案第8号主要農作物種子法復活法案についての意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第8号主要農作物種子法復活法案についての意見書についての説明を行います。

種子法は昭和27年に制定され、原種、原原種の生産、そして種子の普及、及び優良な品種改良、奨励品種の指定、試験あるいは手続の義務づけるというような大変、具体的に食の安全を守るため農業の分野で貢献をしてきました。

米や麦、大豆といった主要物について優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めてきた法律であります。

種子の生産自体は、都道府県のJAや普及センターなどが担っていますが、地域に合った良質な種子が農家に行きわたるように種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算の手当てなどは国が責任をもって担ってきました。

戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、食料を確保するためには種子が大事と主権を取り戻すのと、ほぼ同時に取り組んだのがこの種子法の制定でした。二度と国民を飢えさせない、国民に食料を供給する責任を負うという国の明確な意思がそこにあったと考えられます。

政府や農水省は国が管理する仕組みが民間の品種改良意欲を阻害しているからと説明しています。種子の生産コストが国の財源で賄われているなど、今の制度では都道府県と民

間企業の競争条件が対等ではないというわけであります。T P P環太平洋パートナーシップ協定やR C E P東アジア地域包括的経済連携など、グローバル化を推し進める中で企業の活動を阻害するような規制を緩和する措置の一環という見方もあります。

これまでも、種子法は民間の参入を禁じていたわけではありませんが、種子法をなくしてハードルをさらに下げることによって民間企業、特に外国企業の参入を積極的に進めようという思惑があるのではないのでしょうか。公的資金のサポートがなくなれば、将来的に生産コストが上昇せされ、種子の価格が跳ね上がり、食べ物の価格に影響が出るかもしれません。

また、都道府県が種子の事業から撤退し、民間企業による種子の私有化が進むことも起こり得ます。種子法のベースにあったのは、新しい品種をつくるために素材となる品種、遺伝子源は国や都道府県が公共の資産として持つという考え方です。これが、民間に委ねられた場合、遺伝子源をもとにして改良された新品種について改良部分だけでなく、種子全体に特許をかけ企業はその所有権を主張するということが起こりかねません。特許料を払わなければ、その種子が使えなくなる、遺伝子源が企業に囲い込まれてしまう、これは種子の私有化と意味します。消費者にとっては何を食べるかを、農家にとっては何をつくるかを自分で選んで決めていく権利を食糧主権と言います。

種子ビジネスが一部の多国籍企業に独占されている現状では、農家は企業が売りたい、つくらせたいと思う種子を購入せざるを得ず、その結果、消費者の食べたい物を選ぶ権利も狭められてしまいます。一人一人が自らに与えられている食糧主権を意識し、自分が口にする食べ物に誰がどういう思いでつくっているのかがわかる食材を選ぶこと、そして、できるだけ地域で大切に育まれてきた種子を使った食べ物を選ぶこと、台所で食卓で作物の生産者や産地への想像力を働かせてみることも大切ではないのでしょうか。

人間は、食料の全てを直接あるいは間接的に食物に依存しています。つまり種子によって生かされているわけであります。種子法の廃止法付帯決議には、次の内容が記されています。

一つには、種苗に基づき主要農産物の種子の生産等について適切な基準を定め運用すること。2、主要農産物種子法の廃止に伴って、都道府県の取り組みが後退することのないよう引き続き、地方交付措置を確保し都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう務めること。3、主要農産物種子が引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。4番目としまして、特定の事業者による種子の独占によって阻害が生じることのないよう努めること、このような付帯決議がついています。

しかし、この付帯決議はあくまで努力目標であり、その実効性は保証されるものではありません。そういう理由の中で、1、廃止前の主要農産物種子法の内容を復活すること。廃止前の主要農産物種子法に定められている内容、稲、麦、大豆を対象に都道府県による種子生産ほ場の指定、生産物審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指定等をそのまま規定する。

2番目としまして、農業競争力強化支援法第8条第4号を削除すること。その中身としまして、種子生産に関する知見の国外流出を招きかねない農業競争力強化支援法第8条第4号の規定を削除する。この中身につきましては、農業資材にかかる事業環境の整備第8条については、国は良質、低廉な農業資材の提供を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

1から3は略しまして、4、種子のその他の種苗について、民間事業が行う技術開発及び新種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することであります。

この中間市においても、冷めてもおいしい元気つくしを栽培されている農家も多いと思います。その種子を守ること、さらには我が国の食の安全を守るため種子法の復活を求めます。

以上により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうか多くの皆さんの賛同をお願いし、趣旨説明をさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号、主要農作物種子法復活法案についての意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第9号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、意見書案第9号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第9号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書案の趣旨説明を行います。

昭和23年に施行された旧優生保護法は知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めておりました。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正がされました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人、このうち本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告がされております。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであると考えます。

以下、3点を求めるものであります。

1、国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。2、その際、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと、あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。3、旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして意見書案第9号の趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第9号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより日程第15、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において小林信一君及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成30年第2回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 小 林 信 一

議 員 梅 澤 恭 徳